

◎新潟県告示第275号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1S-LSD）及びその塩類
- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン（通称名：MPT、M e t h y l p r o p y l t r y p t a m i n e）及びその塩類
- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：P r o t o n i t a z e p y n e、N-Pyrrolidino protonitazene）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和7年3月15日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。